指 名 停 止 等 一 覧 表

（期間　令和6年10 月1日　～　令和7年3月31日）

番号	業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
1	遠藤興業株式会社	宮城県石巻市大街道南二丁目９－１３	令和6年11月26日から令和7年１月25日まで （2ヶ月）	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準 （公契約関係競売等妨害又は談合）	遠藤興業株式会社の元専務執行役員は、石巻市が発注した公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月10日、宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月1日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたものである。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（公契約関係競売等妨害又は談合）第8号イに該当する事実があるとし、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	有限会社名久井林業	青森県むつ市横迎町一丁目８－４３	令和6年12月24 日から令和7年2月23日まで （2ヶ月）	贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 （不正又は不誠実な行為）	有限会社名久井林業は、令和6年5月9日に下北森林管理署長と請負契約をした森林環境保全整備事業の伐採搬出にあたり、令和6年6月26日、契約区域外である立木（スギ63本、材積47.22m3）を誤って伐採したものである。 このことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2の贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
3	川井地区国有林材生産協同組合	岩手県宮古市川井第5地割 96 番地 11	令和7年1月24日から令和7年3月23日まで （2ヶ月）	当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準 （安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	川井地区国有林材生産協同組合は、三陸北部森林管理署長と令和5年5月11日に請負契約を締結した造林事業請負（森林環境保全整備事業 保育間伐（活用型））において、令和5年11月27日に死亡災害を発生させ、令和6年3月13日付けで宮古労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁宮古支部に書類送検された。その後、令和6年12月25日付けで宮古区検察庁からの起訴状のとおり、令和7年1月7日付けで宮古簡易裁判所より略式命令の告知を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1の当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）第7号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
4	水谷工業株式会社	福島県石川郡石川町当町１１	令和7年2月12日から令和7年5月11日まで （3ヶ月）	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準 （公契約関係競売等妨害又は談合）	福島県石川町が発注した複数の公共工事をめぐり、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、水谷工業株式会社の従業員及び株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴されたものである。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（公契約関係競売等妨害又は談合）第8号イに該当する事実があるとし、契約の相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
5	株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布１－18－４	令和７年２月12日から令和７年５月11日まで （3ヶ月）	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準 （公契約関係競売等妨害又は談合）	福島県石川町が発注した複数の公共工事をめぐり、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月７日、水谷工業株式会社の従業員及び株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴されたものである。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（公契約関係競売等妨害又は談合）第８号イに該当する事実があるとし、契約の相手方として不適当であると認められるため。
6	一般財団法人 地域森林整備集団	秋田県大仙市南外字平沢170－11	令和７年３月６日から令和７年６月５日まで （3ヶ月）	贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 （不正又は不誠実な行為）	一般財団法人地域森林整備集団は、令和6年４月30日に秋田森林管理署長と請負契約を締結した収穫調査委託業務において、事業期間内に収穫調査完了が困難である旨の届出があり、契約解除に至ったものである。 このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について（平成26年12月４日付け26林野政第338号林野庁長官通知）」の別表贈賄および不正行為等に基づく措置基準第13号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

注：該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。